

○農林水産省告示第百八十三号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十七に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号(タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(一)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(一)及び(四)を削る。

七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、七を九とし、六を七とし、七の次に次のように加える。

八 航空携行手荷物物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、三の(一)の植物検査証明書又はその写しとその生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所(支所及び出張所を含む)へあらかじめ送

付されており、かつ、当該証明書の内容の一部を記載した植物検査証明書がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

五の(二)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

正 誤

ページ段 行 誤 正  
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外) 農林水産省告示第三百八十三号  
(タイ王国産ナンカンワシ種、ナンドクマイ種、  
ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実  
に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一  
部を改正する件)  
(原稿誤り)

五九二 誤りから 別表二 別表一